

富山県一般公衆浴場 燃料価格高騰対策補助金

富山県では、昨今の燃料価格の上昇により大きな影響を受ける一般公衆浴場の負担を軽減するため、燃料価格の高騰分の一部を補助します。

対象

富山県内において、一般公衆浴場を経営する事業主
「一般公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定により、知事の許可を受けた施設であり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の価格が統制されている施設をいいます。

補助額・上限額

燃料（重油・灯油）の合計使用量（ℓ）×9.57円/ℓ（県設定単価）×1/3
千円未満切り捨て、1公衆浴場あたり年間上限額100,000円

対象となる期間・経費

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに補助対象者が購入し納入された公衆浴場の維持管理に直接要する重油及び灯油の費用

書類の申請期限

- (1) 使用量見込書 令和4年8月31日（水）まで
- (2) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに購入した経費に係る申請書
令和4年10月31日（月）まで
- (3) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までに購入した経費に係る申請書
令和5年4月7日（金）まで

申請先

富山県厚生部生活衛生課へ提出してください。（郵送可）
（郵送先）
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
富山県厚生部生活衛生課 宛

お問い合わせ

富山県厚生部生活衛生課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL：076-444-3229
FAX：076-444-3497
E-MAIL：aseikatsueisei@pref.toyama.lg.jp



MAKE
TOYAMA
STYLE
BEYOND CORONA.WITH US